

大阪高裁、昭和五一年（行コ）第三五号、五二・九・八判決
判 決

原告(控訴人) 葦原運輸機工株式会社

被告(被控訴人) 大阪府地方労働委員会

被告補助参加人 「全国自動車運輸労働組合大阪合同支部」承継人 全自運南大阪支部
右当事者間の謝罪広告処分取消請求控訴事件について当裁判所は次のとおり判決する

主 文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は原告の負担とする。

事 実

(原判決主文)

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

(請求の趣旨)

承継前の被告補助参加人を申立人、原告を被申立人とする被告委員会昭和四六年（不）第七〇号事件につき、被告が昭和四七年一二月二七日になした命令のうち、主文第二項を取消す。

(不服の範囲)

原判決の全部。

(当事者の主張)

原判決三枚目表八行目の「労使紛争」から同九行目の「損害を生じ、」までを、「同分会が行なった数度にわたる争議行為や、分会員の社内秩序破壊行為により会社の業績は著しく悪化し、四六年三月までの年間決算では三億円を越す損失を生じ、」とあらためるほか、原判決事実摘示のとおりである。

(証拠)

本件記録中の証拠関係部分のとおりである。

理 由

当裁判所も、被告のなした本件救済命令は適法かつ妥当であり、原告の本訴請求は理由がないと判断するものであって、その理由は、原判決八枚目裏一一行目の「いうべきであり、」の次に「会社の業績不振等を理由に右要求を正当化することはできない。そして、」を加えるほか、原判決理由説示のとおりである。

してみると、原判決は相当であって本件控訴は理由がないから棄却することとし、控訴費用の負担につき民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第二民事部